

# 総務文教委員会記録

[第2日目]

1 日 時 令和3年3月19日（金曜日）

開 会	午前10時04分
休 憩	午前10時05分
再 開	午前10時14分
休 憩	午前10時15分
再 開	午前10時24分
休 憩	午前10時25分
再 開	午後 1時07分
休 憩	午後 2時01分
再 開	午後 3時04分
休 憩	午後 3時37分
再 開	午後 4時03分
閉 会	午後 4時31分

2 場 所 第1委員会室

3 出席委員 10人

委員長	成 田 光 雄
副委員長	松 尾 茂
委 員	久 保 大 憲
	上 野 瑩

委 員	舍 川 智 也
//	大 島 満
//	横 野 昭
//	村 石 篤
//	赤 星 ゆかり
//	有 澤 守

4 欠席委員 0人

## 5 説明のため出席した者

### 【議会事務局】

事務局長	浦野 弘司
事務局次長	福原 武
庶務課長	大野 満
議事調査課長	野嶽 誠司
庶務課主幹	栗山 朋子

### 【監査委員事務局】

事務局長	中島 善一
参事（事務局次長）	森 俊彦

### 【選挙管理委員会事務局】

事務局長	作田 正樹
参事（事務局次長）	水高 清志

## 【企画管理部】

部長（選挙管理委員会事務局理事併任）	前田 一士
法務指導監	福島 武司
未来戦略企画監	山添 俊之
部次長	砂田 友和
部次長（行政改革・公共施設再編・人事管理担当）	渡辺 康裕
情報企画監	小倉 康男
参事（政策秘書担当）	清水 裕樹
参事（職員課長）	鎌田 泰史
参事（ガラス美術館副館長）	土田 ルリ子
企画調整課長	刑部 博規
行政経営課長	中田 祐一
文書法務課長	耕作 優
秘書課長	井村 孝志
広報課長	岡本 由紀恵
情報統計課長	山元 幸彦
文化国際課長	堀田 英樹
未来戦略室長	青山 哲也
富山外国語専門学校事務長	中島 志津子
富山ガラス造形研究所事務長	横越 純
公文書館長	澤 昌芳
職員研修所長	平井 聖子
ガラス美術館次長	高場 英人
企画調整課主幹（調整担当）	岸 聡之

## 【教育委員会】

事務局長	牧田 栄一
事務局次長（総務・社会教育担当）	山本 貴俊
事務局次長（学校教育担当）	大久保 秀俊
教育総務課長	石黒 健一
統合校整備等推進室長	豊島 栄治
学校施設課長	佐伯 誠司
学校教育課長	國香 真紀子
学校保健課長	長 康博
生涯学習課長	金井 誠
大沢野教育行政センター所長	中川 忠法
大山教育行政センター所長（大山歴史民俗資料館長）	山下 浩一
八尾教育行政センター所長（八尾化石資料館長）	山田 学
婦中教育行政センター所長	松尾 克己
民俗民芸村管理センター村長	石井 達也
埋蔵文化財センター所長	堀沢 祐一
大沢野生涯学習センター所長	山本 貴英
教育センター所長	川端 紀代美
市民学習センター次長	島崎 幸仁
図書館長	嘉藤 稔
科学博物館長	経塚 達也
郷土博物館長	坂森 幹浩
教育総務課主幹（調整担当）	中山 武史

## 【財務部】

部長	中田 貴保
部次長	酒井 秀祐
部次長（税務担当）	吉武 稔
参事（財政課長）	古西 達也
参事（市民税課長）	笠間 信行
参事（債権管理対策課長）	横井 浩伸
参事（用地課長）	梅田 一好
管財課長	守山 裕一
契約課長	開発 則幸
工事検査課長	坂井 義隆
納税課長	追分 禎一郎
資産税課長	秋 俊浩
税務事務所長	奥沢 靖
税務事務所税務課長	加藤 康博
財政課主幹（調整担当）	東 覚

## 【出納課】

会計管理者	高野 聡
出納課長	桜井 光王

## 6 職務のために出席した者

### 【議会事務局】

議事調査課長代理	中山 崇
議事調査課主任	熊谷 法子
議事調査課主任	牧石 真理

## 7 会議の概要

委員長 総務文教委員会を開きます。  
これより、議会事務局所管分に入ります。  
本委員会に付託された議案及び議決不要の報告案件はありませんので、この際、何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、総務文教委員会議会事務局所管分を終了いたします。

午前10時05分 休憩

~~~~~

午前10時14分 再開

委員長 総務文教委員会監査委員事務局所管分に入ります。  
本委員会に付託された議案及び議決不要の報告案件はありませんので、この際、何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長           ないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、総務文教委員会監査委員事務局所管  
分を終了いたします。

午前 10 時 15 分   休憩

~~~~~

午前 10 時 24 分   再開

委員長           総務文教委員会選挙管理委員会事務局所管分  
に入ります。  
本委員会に付託された議案及び議決不要の報  
告案件はありませんので、この際、何か質問  
はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長           ないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、総務文教委員会選挙管理委員会事務  
局所管分を終了いたします。

午前 10 時 25 分   休憩

~~~~~

午後   1 時 07 分   再開

委員長           総務文教委員会企画管理部所管分の議案の審  
査を行います。



委員各位に申し上げますが、質問は簡潔・明瞭に行うように、また当局の答弁のほうも併せてよろしくお願いいたします。

議案第22号 富山市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定の件、

議案第23号 富山市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第24号 富山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第25号 富山市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例制定の件、

議案第65号 辺地に係る総合整備計画策定の件、

以上5件を一括議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

行政経営課長 〔議案第22号について、  
議案説明資料により説明〕

職員課長 〔議案第23号について、  
議案第24号について、  
議案概要書により説明〕

情報統計課長 〔議案第25号について、  
議案概要書により説明〕

企画調整課長 〔議案第65号について、  
議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

大島委員 議案説明資料20ページの、市長等の損害賠償責任の一部免除についてお尋ねいたします。例えば、市長の1年間の報酬が仮に2,000万円だとすると、善意でかつ重大な過失がない場合は、1億2,000万円までは損害賠償を求めないということになるかと思えます。例えば2億円の損害があった場合に、8,000万円は市が負担する、そして市長が善意で重大な過失がなかった場合は、2億円が全部市の損害賠償になるということになると思うのですが、善意でかつ重大な過失がないという立証責任はどちらにあるのか、お尋ねいたします。

行政経営課長 そちらのほうは、訴訟の中で明らかになっていくということでございます。

大島委員 その訴訟の中で、市長に善意で重大な過失がないというか、悪意で軽微な過失があったということ、訴えたほうが求めるということ

になるのでしょうか。

企画管理部次長  
(行政改革・公共施設  
再編・人事管理担当)

今の答弁に若干補足させていただきますが、まず、その立証といえますか一訴訟になっていない場合がありますので、債権の管理権限を有する市長がその判断をしていくということになると思います。

ただ、債権の認識をしないで住民から訴えられて訴訟になったような場合、これは裁判になりますので、その場合は、過失があるかどうかを、原告側がまず立証していくということになっていくと思います。

大島委員

もし市長が免責をされた場合に、市が全部損害賠償を受ける一敗訴して損害賠償となった場合、それについては裁判でどういうふうな形に収まるのでしょうか。

企画管理部次長  
(行政改革・公共施設  
再編・人事管理担当)

今申し上げている住民訴訟ですけれども、訴訟、請求の内容としては、被告は市になります。市は、市長や職員に対して、賠償金幾ら一要するに職員が市に対して損害を与えていることになりますので、その損害を市に賠償するように求めるとというのが、訴訟請求の趣旨になってきます。

そこでその裁判で敗訴すると、職員側が市に

対して賠償する責任を負っていくということになります。その範囲がこの条例で規定をしております、係数が6から1までの限度で、職員が市に対して賠償していくということになります。それを超えるものについては免責をされるということで、市に対してそれを賠償することはないということになっております。

赤星委員 辺地に係る総合整備計画策定の件についてです。議案書271ページから273ページの表に、自動車とあるのは具体的にはどういうものなのでしょうか。

企画調整課長 コミュニティバスの購入です。

委員長 ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第22号から議案第25号まで及び議案第65号、以上5件を一括して討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。

これより、議案第22号から議案第25号まで及び議案第65号、以上5件を一括して採決いたします。

各案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、各案件は原案可決されました。

以上で、企画管理部所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、

令和3年4月行政組織の一部改正について、  
第4期富山市行政改革実施計画（令和3年度～令和7年度）の策定について、  
地域別実行計画の策定について、  
以上3件を一括して当局の報告を求めます。

行政経営課長

〔議案説明資料及び委員会資料により説明〕

委員長

ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

大島委員

地域別実行計画の策定について伺います。山田中核型地区センターと山田交流促進センタ

一の機能を山田公民館に集約するということですが、山田公民館はもうかなり老朽化が進んでいるのではないかと思います。耐震の話と、中州のような位置なので、もし山田川の氾濫ですとか、山田湯側からの土砂崩れ等が起きると、防災の拠点にならないのではないかと思います。山田川に架かる公民館につながる橋は、耐久性は大丈夫なのか、その辺まで検討された上での計画かどうかお聞かせください。

行政経営課長 まず、山田公民館につきましては、昭和50年代の建築物でございます。今回の集約に関しましても、まず耐震診断を改めて行うということを考えております。

それから、周辺に係ります災害の関係ですけれども、今回のワークショップ開催に当たりまして、役所内の関係各所で、こういう資料をお出しするとか、こういうテーマで検討をするという情報共有を図っている中で提案したアイデアでございます。

大島委員 山田川からの高さが、ほかのところと比べてそれほどないのですが、洪水ハザードマップで浸水の可能性がどのくらいあるのか出ていませんかでしょうか。万が一、下流で何か引っ

かかった場合に、あそこまで浸水する可能性がないとは言えないのではないかと思うのです。

行政経営課長 山田公民館が立地している部分につきましては、洪水ハザードマップにおいて警戒区域には入っていますが、特別警戒区域ではないという認識であります。

大島委員 浸水の予想値というのは出ていないのですか。

行政経営課長 手元には土砂災害のハザードマップしか持っておりません。申し訳ございません。

企画管理部長 山田川の件につきましては、県が順次河川改修を進めておりまして、山田公民館の下に位置する上流域については一応整備が終わっていると。今、下流域のほうを順次整備をされている状況でございますので、我々としては、浸水や土砂災害の危険はそれほどないものという判断をしたわけでございます。

これにつきましては、当然地元のことを最もよく分かっているらっしゃる住民の皆さん方とも、昨年来4回にわたってワークショップを開催いたしまして、適切な場所というのは、幾つか候補地はあったわけでございますけれ

ども、住民の皆さんの総意として、今一番ここが最適だというように合意形成が図られたことから、今回この実行計画を定めたということでございます。

大島委員

住民の方というのは一私も八尾地域でよく見ている経験したのですが、与えられた中でしか考えられないというか……。例えば山田地域でしたら、小学校、中学校は1つの校舎にあります。その少し下流の位置に保育所がありますが、保育所の児童をこれからだんだん空いてくる小学校の校舎に入れるとか一これから50年近く先まで、安全のことも考えていらっしゃるのだったら、そういう発想やアドバイスも必要だったのではないかなと思うのです。そこの公民館自体はよくても、周りが土砂崩れで寸断されたり、洪水で橋が流されて通れなくなったら、行けない場所なのです。非常に懸念をしているのです。要望です、すみません。

赤星委員

委員会資料の8ページの婦中地域の話で、ワークショップの中では、行政サービスセンターのほうにいろいろ集約する案と、逆にふれあい館のほうに行政サービスセンター機能を集中する案の2案が市から出されたけれども、



住民の皆さんからは、「いや、この案は駄目だ」と、いろいろな意見が出て、修正案が出されたというようなことも伺っています。それで、確認しておきたいのですが、先ほどの説明にもありましたが、黄色とピンクとグリーンのエリア内で、当面現状維持で行くということによろしいのでしょうか。

行政経営課長 このゾーンを維持するという、住民の皆さん方の強い思いがワークショップではございました。そのあたりも尊重しながら、婦中地域については、こういう形のまとめ方をさせていただきたいと考えております。

赤星委員 安心しました。  
それで、委員会資料8ページの地図上の青色の丸ですけれども、凡例には「譲渡又は廃止（検討）または利用促進等」と書いてあります。当初は、安田城跡ガイダンス施設をふれあい館に持ってくる案が出されたけれども、それでは意味がないだろうというようなことがあって、資料では青丸になっています。委員会資料9ページでは、機能は維持とするが、さらなる効率的な運営や施設の利用促進を検討し、適切な維持管理に努めるとあります。今の位置で維持しながら、こういったことを

具体的に考えておられるのでしょうか。

行政経営課長 安田城跡ガイダンス施設につきましては、住民の方も非常に関心を持っていらっしゃるようで、この場所がいいのか、移転するのがいいのか、正直いろいろな意見がございました。結果として今の場所なのですけれども、運営の仕方では何か工夫できないかということを経験していただいたのです。

このガイダンス施設は、今現在は市直営であります。市のほうで雇用した職員一メモを見ますと、3人でローテーションしているそうです。

そういう形で、市直営でやるほうがいいのか、あるいは委託といたしましょうか、同じサービスを提供するに当たって何か工夫ができないかということで、こちらの表現とさせていただいております。

赤星委員 住民の皆さんの意見だとか希望を最大限尊重しておられると思うので、これからもそのスタンスを大事にしていただきたいと思っております。

村石委員 第4期富山市行政改革実施計画についてお尋ねします。

委員会資料2ページの(4)に、主な数値目標が示されています。②職員数の適正化として、令和8年3月31日まで、令和2年4月1日の水準で維持すると。

この職員数というのは、正規職員を指すのか、定数内の職員を指すのか、まず教えてください。

職員課長 4,035人につきましては、正規職員の数字でございます。

村石委員 正規職員というお答えですけれども、職員の中には再任用、再雇用、会計年度任用職員がいらっしゃいます。委員会資料3ページの(4)総人件費の抑制ということで一これの年度は若干違うのですけれども一令和元年度で5,796人ということが示されています。そこで、きちり言えないかもしれませんが、再任用、再雇用、会計年度任用職員、それぞれどれぐらいの人数になっているのか教えてください。

職員課長 まず、そちらの資料に記載のあるとおり、正規職員については4,035人でございます。現状、雇用している職員の内訳として申し上げますと、そのほか会計年度任用職員として、

令和2年5月1日現在で、委員会資料3ページの内訳とは異なるのですが、1,842人を雇用しております。この中には再雇用職員も含まれているということになります。

村石委員 令和2年5月1日には1,842人で、この中には再雇用は含まれているという回答ですけれども、再任用はどのようなのですか。

職員課長 再任用は、フルタイム職員は先ほどの4,035人の中に含んでおります。短時間勤務職員については別なのですが、今は資料の持ち合わせがございませんので、数はお答えいたしかねます。

村石委員 いろいろ数字を伺いましたけれども、業務の状況によっては、こういう計画も見直すこともあるというようなことが一2年前でしたか—実際にありました。職員数の適正化については、こういう数字を目標にしながらも、状況によっては当然見直すということもあり得ると考えてよろしいでしょうか。

企画管理部長 現在の定員適正化計画について、今ほど村石委員から御紹介がありましたように、当初は削減するという計画を立てておりましたが、

おととしの12月に、逆に増員化するという形で定員適正化計画の見直しを行いました。これは極めて異例なことであったわけであり、ますけれども、様々なヒューマンエラーを防止するという観点、また今後の事務事業ということでも、しっかり対応するためには、やっぱり適正な人員を確保しなければならないということから、市長の御決断があってプラスということになったわけでございます。これまででは削減するというベクトルで来ていたのですけれども、次期計画においても、基本的には、必要なところには職員数をしっかり確保していくというような考え方を踏襲して、この数を定めたわけでございます。定員適正化計画の4,035人というのは、あくまで条例定数上の職員数であります。いわゆる現職、プラス退職後であってもフルタイムで再任用される方については、それは条例定数上の職員とカウントしておりますので、そういった方々の数—4,035人を当面の目標としてこのまま維持していきたいと。加えて、それ以外には会計年度任用職員であるとか、様々な要因で採用される方もいらっしゃるけれども、トータルとしての総人件費の抑制ということについては、これからも配意はしていきたいと考えているところで

ございます。

つまり、超過勤務の縮減であるとか、そういったようなことも含めて、トータルとしての総人件費の縮減ということについては、引き続き行政改革の1つの大きな目標として掲げている、そういう整理の仕方をしているわけでございます。

舎川委員

令和3年4月の行政組織の一部改正について、行政経営の視点からお聞きします。建設部の市営住宅課についてです。

市営住宅課は、担当を一部新設して管理は外部に任せるという方向であります。市営住宅というのは、昭和50年代中期ぐらいから市民の住宅需要に対する供給を公で賄っていきこうというところがまず趣旨だったと思うのですが、実際に住宅供給の面を公として補っていくことは、もう一部終えているのかなと私は思っているのです。

そういった一方で、やはり福祉の側面というものが非常に強いと思っています。実際に入っておられる方は、高齢者の方、身体障害者の方、また外国人の方も非常に多いというふうに思っています。

そういうところで、組織改正ということで、管理のほうは外部にお任せするというところで

ありますけれども、機能は建設部にまだ残しておくというところに対して、一方では福祉との関わりは非常に強いと思うのです。今こうやって決められたのですけれども、この横のつながりについて、経営の視点での目線というのはどうお持ちなのかをお聞きしたいと思っていますのですが、どうでしょうか。

企画管理部長 今回の見直しというのは、市営住宅の受付や退去などの届出・申請、あるいは維持管理業務全般につきまして、これまで市が直営でやってきたものを一住宅使用料の徴収もそうでございますけれども一指定管理者に業務委託する、指定管理者制度を導入するという見直しでございます。住宅政策そのものを、根本から何か変更しようなどということではございません。

今泉のシルバーハウジングであったり、もともと市営住宅というのは、中・低所得者層の方々向けの住宅供給というような、ある意味福祉的な要素があるわけでございます。これらにつきましては、基本的にこれまでも市営住宅課が担当していたわけで一必要に応じて福祉保健部との連携も恐らく図られているのではないかと推測はしておりますけれども一そういった住宅政策の供給体制そのものにつ

きましては、今のところ特に大きな変更点や、変更する必要性が生じるということは考えておりません。ですから、取りあえず維持管理に関して民間の力を導入するというような、そういう組織改正を行うということでございます。

舎川委員

ほかの自治体でも、市営住宅を担うところというのはほとんどが建設部なのですね。ですから、富山市はすごく早いということを行っているのではないのですけれども、経営の目線で一先ほど言ったように、福祉の面もすごく強くなってきています。例えば福祉保健部に市営住宅のことを言うと、絶対に「それは建設部です」と言われます。建設部に、「もう少し福祉の面を強くしてはどうか」「目線として持ったほうがいいのではないか」と言うと、「それは違う」というふうに、お互いの横のつながりは、本当の実態の機能として、まだできていないかなと私としては思うのです。

経営の面から、企画管理部のほうで今後も見たいってほしいと非常に強く思います。

委員長

ほかにありますか。



〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。  
次に、企画管理部所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

久保委員 私のほうから1点、部長に御答弁いただきたいのですけれども、財政的に厳しい状況であると。特に来年度は厳しい状況を迎えるわけです。  
先ほどは、当初予算のことも分科会で審査しました。その中で私が感じるのは、この厳しい予算の中で、企画管理部にもたくさんの予算がついているわけです。中には、広告事業、広報関係の事業などで、後で皆さんに効果を確認したときになかなか説明しづらいというような答弁をいただくことも多いのですが、今後、市の財政状況が厳しくなれば、必ずそれは市民生活に直結して、皆さんの実感として、市の対応に厳しい目が向けられると思うわけです。ですから、そういった定量的な評価がしづらいものについても、特に企画管理部の分野は多いと思いますので、例えば決算や事業の実施の中で、しっかりと目標を立てて、市民が納得できるようなお金の使い方を一層厳しい目で進めていっていただきたいと

思うのです。このことについて、部長からの御決意というか、所見をお伺いします。

企画管理部長 予算が成立すれば、すぐ執行になるわけであり、不用額を残さないように、ただ単に漫然と執行すればいいというものではなくて、もともと予算がついた目的なり狙いというものがあるのかということをしつかり念頭に置きながら、その目的がしっかり果たせるのかどうかということ、我々が当初求めたものがどこまで実現できたのかということ、それが果たせたのかどうかということ、そして果たすことが予算の執行を通じて一番大事なことだと思っております。今ほど御指摘いただきましたように、なかなか簡単に数量化できないものも確かにございますけれども、できるだけそういったものが客観的に捉えられるように工夫をしていくことが大事だなと思っております。

そういった意識を我々職員が持って、令和3年度の予算の執行に当たっては、当初の目的を意識して執行し、そして目標がどこまで果たせたのかということもしっかり検証しながら、また次年度以降につながっていくような予算執行について、十分配慮していきたいと思っております。

委員長           ほかにないようですので、この程度にとどめます。

以上で、総務文教委員会企画管理部所管分を終了いたします。

午後 2時01分 休憩

~~~~~

午後 3時04分 再開

委員長           総務文教委員会を再開いたします。

これより、教育委員会所管分の議案の審査を行います。

議案第26号 富山市科学博物館条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

科学博物館長   〔議案概要書により説明〕

委員長           これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

横野委員       この廃止の条例はいいのだけれども、天文台の方向性を踏まえて、新しく天文台を造った場合、また新しい条例をつくるという意味ですか。現在呉羽地区にある天文台をなくす条

例なのか、それとも天文台自体を二度と設置しないという条例なのか、そのあたりの判断はどうなのですか。

科学博物館長 この条例につきましては、現在の古洞にあります天文台を廃止する条例でございます。ただし、昨年12月議会でも市長のほうから答弁があったと思いますけれども、現在、教育委員会において、天体観察室というものの計画をしております。これはどちらかというところのほうに整備する施設でございます。そこには今ほどの大きさではないにしても、天体望遠鏡等を設置して天体観察はできるようにしたいと考えています。

赤星委員 先ほど御説明いただいた中で、平成30年9月に土砂崩れがあったと。その後、道路が復旧したのは何年ですか。ちょっと聞こえづらかったので、すみません。

科学博物館長 令和2年3月に道路が復旧しております。この間1年近くにわたりましてライフラインが分断されておりました。電気や水道等が天文台のほうに全く供給されていない状況ですので、何もできなかったというのが現状でございます。

赤星委員 望遠鏡自体が不具合になったのはいつからですか。

科学博物館長 望遠鏡自体の不具合というのは、平成30年頃から経年劣化により多少の故障はしておりました。この1年以上使わなかったということが、直接の原因かどうかは分かりませんが、再開してみたらやはり動かなかったというのが現状でございます。

赤星委員 ライフラインとか道路とか、すぐに復旧しようとされなかったのはなぜなのでしょう。もしやっていたら、望遠鏡の不具合というの、そんなにひどくならなかったのではないかと思うのです。

科学博物館長 この道路は、実は県のほうでは、古洞の森の周回道路というような位置づけになっておりまして、県に復旧していただきました。県も、当初は早期の復旧を目指しまして、平成30年9月に土砂崩れが発生して、補正予算を年度内に組んで復旧する予定だったのですが、工事が長引きまして、結局1年以上、復旧することができなかったというのが現状でございます。

赤星委員

とはいいまして、その後、新聞に大きく取り上げられまして、私たちも見に行きまして、御案内していただきました。

今の市長退任間際になって廃止条例が出てくるということに、地元の池多地区の住民の皆さんも大変落胆しておられるというふうに聞いております。

天文学会の方にもお会いして話を聞きましたら、まちなかにある科学博物館の横ですぐ観測できるのもいいのだけれども、やっぱり古洞の森は人工の光が入らないので、天体観測には一番いいところなのだよとおっしゃっていましたし、今回、何とか望遠鏡を修繕して復活してほしいという電話が小西議員のところにも入ったりしていました。

そういった方々の御意見を聞く機会を設けたり一地域住民の方々は、あの辺りにある唯一の市の公共施設だということで、何でもかんでもまちなかに持っていくのかと非常に怒っておられるということも聞いています。

ですから、天文専門の方ですとか愛好家の方とか一親子で星を見に行った、懐かしいとおっしゃる方もいますし、いろいろな方の御意見を聞いて検討してもよかったのではないかと思うのですけれども、そういう機会をなぜ持たなかったのですか。

科学博物館長 天文学会の方につきましては、日頃から科学博物館の学芸員が交流を持っておりますので、平成30年の以前の計画の時点から、天文台はいずれ廃止し、まちなかのほうで天体観察室をつくりますという大きな流れというものは既に御説明して、了解を得ていると考えております。

赤星委員 個別にやっているから聞いたというのではなくて、例えばそういった方々が全部一堂に会して御意見を聞くとか、そういう機会があってもいいなと思ったのです。なぜそういう取組やワークショップをしなかったのかなと。

横野委員 天文台に今ある望遠鏡がメイド・イン・USAでしたか。特殊なものが安く手に入って設置したということは聞いているのだけれども、今現在あれを直すということになると、製造部品もないから、全く新しいものを造らなければいけない。そういうことも1つあったから、天文台をリセットしようという話になったと聞いています。ただ、赤星委員がおっしゃるように、天体観測施設の設置位置が富山市内のまちなかで本当にいいのか。業務委託の内容を見て、富山市内でオーケーですよという判断が出ているけれども、いろいろな市

民の意見をもう少し聞くことも可能だと思うのです。そのあたり、次の設置時には広く意見を募集していただいて、それを聞いてください。

委員長           ほかにないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
これより、議案第26号の討論に入ります。  
討論はありませんか。

赤星委員           私は、今の天文台を廃止してしまうこの条例には反対です。  
富山市天文台は、これまで天文愛好家の方や、多くの市民や子どもたち、親子に天体観測などで親しまれてきました。まず、天文台周辺には古洞の森があり、自然豊かで、バードウォッチングにも最適な地域だと伺っています。今、横野委員がおっしゃいましたけれども、結論を出すのは、いろいろな方々の御意見一住民や天文学者、愛好家など、みんなで検討してからでもよいのではないかと。市長退任間に廃止条例を可決してしまうことは残念だと思います。  
このことからこの議案には反対です。

委員長           ほかに討論はありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

これをもって、討論を終結いたします。  
これより、議案第26号を挙手により採決いたします。  
本案件について、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長

挙手多数であります。  
よって、本案件は原案可決されました。  
以上で、教育委員会所管分の議案の審査を終了いたします。  
次に、教育委員会所管分で議案以外に何か質問はありませんか。

横野委員

先日、市の所有している千坊山遺跡の用地の中の大きな木が倒れて、国道359号が一部閉鎖したと。たまたま車が通っていなかったから損害はなかったのだけれども、千坊山遺跡の用地買収が終わっているところ、せめて国道から7メートルなり10メートルまでの間は木を伐採すべきではないか。そうしないと、今回のようなああいった事故が起きたときに一強い風が吹いて木が倒れて、あの土地

が誰の所有なのかでさんざんもめて、最後は国道を塞いだから県土木事務所が撤去してくれたと思うのです。

埋蔵文化財という観点からすれば、そのあたりの管理は教育委員会がしっかりとしていれば、そういう事故は起きなかったのではないかと。つまり、国道から何メートル以内は伐採してきれいにする、それが維持管理ではないかと。用地買収が終わっているのならば、そこまでが気をつけるべき問題ではないかと思うのですが、そのあたりはどうでしょうか。

埋蔵文化財  
センター所長

今、横野委員がおっしゃったのですけれども、今後、風等で国道359号に影響を及ぼしそうな木を、倒れた木以外に4本確認しております。それにつきましては、今週の月曜日から水曜日までの3日間かけて伐採したところでございます。

その木につきましては、県の所有分が2本と市の所有分が2本ありまして、県と市で同じ時期に通行止めを実施して伐採したところです。

どうしてその木を切ったのかといいますと、県のほうと協議をして、今後危険になりそうなものは伐採すると決めた状況であるということでございます。

横野委員

そういう措置がしてあるのならばいいのだけれども、付近の人たちは非常に迷惑で、市が用地買収した土地の管理はしっかりしてもらいたいということを言われましたので、その辺りをしっかりとまた管理してください。

久保委員

教員の多忙化が大変クローズアップされてきた中で、毎年この時期に複数件寄せられる市民の声があります。何かとといいますと、町内会の役員とか班長といった役が回ってくる時に、教員の方が「私は教員だから」と言って断られると。中には、教員が忙しいのは分かっているけれども、教員だけが忙しいわけではない、みんな助け合っているのだという声もあります。

学校自体が大変多くの地域の方に支えられている施設です。さらに、見識のない教員が心なく、「そういうのは好きな人たちだけでやってください」というようなことを言って、町内会活動に対して大変軽視されたような発言をするというのが—これは1人ではなくて、ただしそんなにたくさんはないですけども—毎年数件そういう声が聞こえてくるわけです。

「もう少しで退職なので、そうしたら町内の活動に入りますよ」とか、「今年はどうして

もちょっと難しいからごめんなさい」と言われる、断ること自体を制止するつもりは当然ないのですが、やはり学校として、教員として、きちんと地域の活動に対して敬意を払って、協力できることはしっかりと協力をしていくという—これは当たり前のことなのですけれども、こういうことをしっかりと周知していただきたいと思うのです。事務局長、強い決意と周知徹底に向けての答弁をお願いします。

教育委員会事務局長

それに関しましては、教員だけではなく、市の職員などでも、そういう話はよく聞きます。私も町内会の役員をやったこともありますし、逆にお願いしに行って断られたこともあります。今おっしゃったように、「いや、今はちょっとできんがけど、もう何年かたったらやるから」とか、その辺は町内同士のお互いのふだんからのお付き合いの中の範囲だと思います。

今おっしゃったように、頭ごなしな話について—どのような言い方だったのか、双方の言い分もあるとは思いますが—機会があれば、地域あつての学校だということの意識の啓発といいますか、そういうことも大事なことだということは、機会を捉えて伝えてい

きたいと思います。

大島委員

学校の先生を目指す人が本当に少なくなった。また、せつかくなられても辞める方もいらっしゃる。学生が良い先生と出会うことによって、本当にすばらしい仕事だというふうに感じられる、そういう機会があればいいなと思っております。

県では女性の教育長が誕生するということです。そういうことも含めて、ぜひ富山市教育委員会と県の教育委員会と連携を取りながら、先生を目指す方、そして先生になったら本当に充実した気持ちでやっていただく方が増えるように、ぜひ取り組んでほしいと思っておりますが、いかがでしょうか。

教育委員会事務局次長  
(学校教育担当)

新聞にも載っておりますように、富山県は教員採用試験の競争倍率が特に低いところの1つです。今やっていることとしては、富山市の若手の教員が県教育委員会とタイアップして、大学のほうに出向いて教員の魅力を訴えております。

それから、富山市では、教育実習を受けても教員採用試験を受けない者がおります。そういう中で、教育実習では本当に教員としての魅力一子どもと、毎日毎日うまくいくことは

ないのです。いろいろなトラブルの中で子どもも先生も成長する、そんなかけがえのない職業であるということを教育実習の学生に伝える、そういうことを各学校がやっております。

村石委員 不登校の子どもたちに対する授業の支援について伺います。

まず、小学校と中学校での不登校の児童・生徒数を教えてください。

学校教育課長 富山市での令和元年度の不登校の人数は、小学校で187名、中学校で353名となっております。

村石委員 不登校の子どもたちに対しては、法律が少し変わって、自分の学びたい場所で基本的には学んでいいよというようなことになっていると思います。休業期間中には、不登校の子どもたちに対しても、ほかの人たちに対しても、家庭でZoomなどを使ったオンライン授業ということが行われたと思います。

そういったことから、不登校の子どもたちの中で希望する子どもには、いわゆるオンライン授業—先生が教室で行っている授業を、そのまま家庭でオンラインで受けられるという

システムは使われているのでしょうか。

学校教育課長 今おっしゃったとおり、そのシステムを整えていかなければいけないと教育委員会も認識しております。

今年度、まず相談室に登校している子どもたちが、1人1台のパソコンで、自分のクラスの授業を相談室で見るといようなことにトライして試しています。

それは多少うまく映らないこともあるということなのですが、声は概ねしっかり聞こえて、自分も授業に参加した気持ちになることができるということが分かってきました。

次の段階として、今、委員がおっしゃったように、自宅でZoom等を使って自分の所属しているクラスの授業に参加できるかということなのですが、それについても今後検討していく予定としております。

村石委員 今後検討していくということですが、令和3年度中に実施できるように検討していくということで捉えてよろしいでしょうか。

学校教育課長 令和3年度中をめどに考えていきたいと思っています。

赤星委員 先ほどの分科会でお尋ねした学校給食の食器のお話で、前の前の学校保健課長さんのときから検討していただいていたけれども、現在どのようになっているのでしょうか。

学校保健課長 現在も、食器の材質などにつきまして、食品衛生上の安全情報でありますとか、調理員や児童・生徒の作業の負担、耐用年数、価格などから研究しているところであります。ポリプロピレン製につきましては、食品衛生上安全で、ある程度の耐久性がある。また、比較的軽いので、多くの食器を大量に扱う上で、籠に入れての持ち運びや、配膳、洗浄がしやすく、特に調理員の作業の負担が少ない。さらに、落としても割れにくく破片が出ないということから、使うメリットはあるものと考えております。一方で、他の食器と比べて、表面に細かな傷がややつきやすいといったような面もございますので、引き続き将来的な更新等に備えまして、食器について研究してまいりたいと考えております。

赤星委員 私、この間、はっとしたのですね。プラスチックが海洋へ流れ出している件について考えてみましたら、ポリプロピレンがだんだん削



れていくということは排水に流れ出しているのではないかと。それで、これが下水処理で取り除けるのかと上下水道局に電話でお聞きしたところ、分からないということでした。最初のバクテリアによる分解処理では分解しないし、その後、表面に浮かんだごみをすき取るところでも取れているかどうか分からない、今のところ何とも分からないということだったので、やっぱり削れるということは流れているのではないかと、すごく心配になってきたのです。

ですから、市全体として、大本のプラスチックというものを減らしていかなければならない中で、この問題は一ひょっとしたら子どもたちの口にも入っているかもしれないと思いますし、流れ出したナノプラスチックになって、生物が取り込んで食物連鎖と考えますと、本気で海洋プラスチックを減らすためには、この食器問題も重要だと私は思いました。

ですから、今後本気で取り組むには、強化磁器という食器がありますよね。県内では砺波市で使っておられます。それから、合併した旧上平村でも一部使っておられたのですけれども、それは落としたら割れます。子どもたちは、落としたら割れるから大事に使います。全国でも結構取り入れられています。より給

食もおいしく感じるし、物の扱いも大切に  
するし、本物が分かる子どもに成長してくれ  
ると思うのですね。

そういった点からも、大きいところからぜひ  
考えてほしいと心から願っていますので、ぜ  
ひ御検討いただきたいと思います。

もう1点、別のことです。

ジェンダー平等の問題で、昨年も私は質問し  
たと思うのですが、小・中学校の名簿の問題  
です。

特に、富山市の中学校は男女別となっていま  
すよね。県内ではほとんど男女混合の名簿を  
使っているというふうに聞いています。今、  
オリンピック・パラリンピック組織委員会の  
森会長の発言で、一層ジェンダー平等という  
問題がクローズアップされていますけれども、  
今後、中学校でも名簿は男女混合にしません  
か。

教育委員会事務局次長  
(学校教育担当)

全てが男女混合、男女別々のものを使ってい  
るわけではなく、学校によっては男女混合の  
名簿も、男女別の名簿もあります。保健体育  
の授業とか、それから発育測定であるとか、  
やはりどうしても男女で分けなくてはならな  
い学習、行事もあります。

そういうところで、中学校においてはどうし

ても必要な部分もありますので、別に男女混合とか男女別々にこだわっているのではなくて、用途で使い分けるということで中学校は進めていきます。

赤星委員 一番基本になるような、配ったりするような名簿のときは、どうなっているのですか。

教育委員会事務局次長  
(学校教育担当) どのようなものを配るかによって、そこは男女混合を使ったり別々のものを使ったりしています。

赤星委員 県のほうで県内の状況をよくおまとめになるのですけれども、そこには富山市の中学校が男女別と出てくるのですね。そういうのはどうしたらいいのですか。用途に応じて使っているということですが。現状、どういうふうに伝わっているのでしょうか。

教育委員会事務局次長  
(学校教育担当) ちょっと質問の意味が捉えられなかったので、もう一度お願いします。

赤星委員 県でよく県内の状況をまとめて、一覧表にしている、県の議員さんを通して資料をいただいたりするのですけれども、そういうときには、富山市では中学校は男女別の名簿になっ

ているという資料をいただいたことがあるのです。でも、今の御答弁は、使うものによってどっちも使っているという答弁ですが、それはどう考えたらいいのですか。

教育委員会事務局次長  
(学校教育担当) 授業ですとか、あるいは避難訓練などで、災害が起こったときには名簿を持っていきます。そこで一番把握しやすいのは男女別に分かれて、男女の1番からばーっと確認する。そういうときには男女別のものを使いますし、緊急に必要な場合にも男女別のものを使います。それぞれ用途を分けて使うということ以外一どちらが主で、どちらかだけを使うということは、どこの学校でもないです。

教育委員会事務局次長 その件については、富山市の現状を県にお伝えしていますが、あとは県の割り振りの問題であって、富山市が何とも言える状況にはないと思います。

委員長 この程度にとどめたいと思います。

教育委員会事務局次長  
(学校教育担当) 村石委員の最後の質問の、不登校のことについて補足します。  
不登校は、これまでは学校に来なかったら欠席ということにしておりましたけれども、富山

市では適応指導教室というものをつくりまして、そこに行けば出席となります。それから、フリースクール、民間のところでも、学校や保護者と連携が取れていれば出席にしております。

また、家庭学習でプリントを学校に提出し、その学習がしっかりとできていれば出席扱いとしています。

さらに、オンライン授業の導入を令和3年度中をめどにという話が学校教育課長のほうからありましたが、1人1台端末を、本当にすぐに家庭に持ち帰って普通に稼働できるのか。また、学校の中には個人情報がたくさんあります。例えば、施設から通っている子どももおります。お父さん、お母さんとは別に住んでいて、お父さん、お母さんに、どこの学校へ行っているのか知られたくない子どももいます。その中で、オンラインで教室を全て映して、不登校生徒のためにそれを家庭に流すというのは、いろいろ超えなければならない壁もありますので、令和3年度中に必ずそれをやりますというような見解ではないと。徐々にそういうものを配置していくという考えです。ですから、令和3年度中に全て実施できるということではないです。

村石委員 次長が言われるとおりで、だから私も映すときは先生だけを映すというイメージで考えていて、子どもたちが前へ出て黒板に書いたりするとか、そういうことを私はイメージしているわけではありません。そういう意味では非常に工夫をしなければいけないということも当然分かった上で、ただ、休校のときに、みんなに対してオンライン授業をしたという実績があるわけですから、そういう意味では工夫をしてやってほしいということです。

学校教育課長 令和3年度中には、次長が言ったように、確かに完璧にはできないかもしれませんが、ただ、パスワードを利用するとか、いろいろな工夫が可能であると考えております。映し方も、教員と黒板だけ映すとか、いろいろなやり方があるので、委員のおっしゃったように、できる限りこちらとしては努力はしていきたいと考えております。

委員長 この程度にとどめます。  
以上で、総務文教委員会教育委員会所管分を終了いたします。

午後 3時37分 休憩

~~~~~

委員長 総務文教委員会財務部及び出納課所管分に入ります。  
議案第66号 財産の無償譲渡の件  
を議題といたします。  
これより、当局の説明を求めます。

管財課長 〔議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありますか。

大島委員 宗教法人に無償譲渡する根拠として政教分離に反するからということですが、一般的に、常識的に考えて、価値があるものを宗教法人に無償で渡すということに対して法的に問題はないのかどうか、何か基準なり判例があるのかどうか、お伺いいたします。

管財課長 判例としましては、平成22年に北海道砂川市の富平神社訴訟というものがあります。無償譲渡することについて争われておりまして、そのときの判例が、市と神社との関わり合いを是正解消する手段として相当性を欠くとは言えないとなっておりますので、合憲である

と考えております。

大島委員 その金額だとか、相当性が認められる価値には、基準があると思うのですけれども、その辺についてはどうですか。

管財課長 価値というよりも、まず、これ以外に方法はないということは検証しております。  
方法としましては、明渡しでありますとか売却、有償貸付けということが考えられますけれども、これらにつきましては、要は財産を持っておられる方が少ないものですから、売却とか有償貸付けというのは考えにくい。  
プラスして、これまでの経緯を考えれば、この方々が時効取得を主張された場合には認められる可能性が非常に高いということで、憲法違反状態を是正するためには無償譲渡しかないという結論に達しております。これについては、裁判所もこのような見解であります。

大島委員 飛躍した話かもしれませんが、例えばこの敷地の中に法定外公共物—赤線、青線があったとします。この宗教法人がその払下げを受けたいということになった場合には、これは無償譲渡ではなくて、価格を決めて払下げという手続に入るということでよろしいですか。



管財課長      ここにはそういうものはないのですけれども、仮にそういうものがあれば、そのときの判断だと思えます。今、それがどういう状態であるのかということが重要かと思えます。赤線、青線としての機能はもうないと思えますので、もともとの機能がないものを払い下げるのか、それを時効取得しているとみなすのかはケース・バイ・ケースであると考えています。

村石委員      関連してお尋ねしたいのですけれども、これは実際にあったケースですが、市有地の中で中金堂の建設をすると。新しく建設した場合は、土地代金を支払わなければならない。そして、土地代金については遡ることはない。もともとあった古い中金堂は、使っていた土地の地代を遡って下さいとは言わないけれども、新しく造った中金堂については、使っている面積に応じた土地代を支払ってほしいということと言われたことがあるのですけれども、この考え方は今もそうなっているのでしょうか。

管財課長      公有財産を貸す場合につきましては、基本的には有償ですので、お金はいただくことになると思えます。

赤星委員 今回、管財課からこの1件が出ておりますけれども、ほかの委員会も傍聴してきましたが、公園緑地課で1件と、あと消防局で2件、同じような無償譲渡が出ておりました。今回こういうふうな案件がまとめて何件か出てきた背景といたしますか、何か一斉調査等をされたのでしょうか。

管財課長 平成22年に北海道砂川市の事案がありまして、市有地の利用が違憲状態であるという判決が出たものですから、昨年度に一斉調査をしまして、疑いのあるものにつきましては処理したということであります。

委員長 ほかにないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
これより、議案第66号の討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。  
これより、議案第66号を採決いたします。  
本案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、本案件は原案可決されました。

以上で、財務部及び出納課所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、

富山市市税条例等の一部改正（案）について、  
富山市高度利用地区における固定資産税の不  
均一課税に関する条例の一部改正（案）につ  
いて、

令和３年度固定資産税の評価について、

以上３件を一括して、順次、当局から報告を  
求めます。

納税課長

〔富山市市税条例等の一部改正（案）につ  
いて

委員会資料により説明〕

資産税課長

〔富山市高度利用地区における固定資産税の  
不均一課税に関する条例の一部改正（案）につ  
いて、

令和３年度固定資産税の評価について、

委員会資料により説明〕

委員長

ただいまの説明について、何か質問はありま

せんか。

赤星委員 委員会資料の2ページをお願いします。  
富山市高度利用地区における固定資産税の不  
均一課税についてです。改正の理由として、  
権利床に係る固定資産税の減額措置が2年延  
長されると。これは法改正があったものです  
けれども、保留床に対して同等の措置を講じ  
るといのは、富山市の判断だったのではし  
ょうか。何回か出てきていますけれども、そ  
ういう理解でよろしいでしょうか。

資産税課長 市の判断になります。

赤星委員 富山市はなぜそうするのでしょうか。

資産税課長 まず、高度利用地区での耐火建築物につ  
いては、不均一課税をすることができるとい  
うことを都市再開発法で定められております。  
要するに、その建物については不均一課税を  
選択することができるという法律があるとい  
うことです。  
それで、都市再開発法の趣旨として、都市の  
土地の合理的かつ健全な高度利用というこ  
とで、都市の機能の更新を図るという趣旨で  
法が定められておりまして、その趣旨に富山市

も積極的に乗っていこうというものになるか  
と思います。

それで、保留床のほうも併せて減額するとい  
うことで、その開発をより規模が大きく、質  
の高いものにしていただきたいという思いも  
込めてという趣旨になるかと思います。

赤星委員 対象になる再開発ビルは、どことどこでし  
ょうか。

資産税課長 令和3年度については、ユウタウン総曲輪、  
パティオさくら、WAKURU SOGAW  
Aが対象となっております。

赤星委員 すみません、3つ目は何と言われましたか。

資産税課長 WAKURU SOGAWA、プレミスタ  
ワーのところですよ。

赤星委員 住宅と住宅以外の割合といいますか、戸数は  
それぞれどのようになっていますか。

資産税課長 ユウタウンについては、こちらの減額を適用  
したのは住宅以外であります。パティオさく  
らについては、4納税義務者が住宅以外で、  
住宅は15納税義務者でございます。WAK

URU SOGAWAについては、店舗、つまり住宅以外で1納税義務者、住宅で4納税義務者を減額の対象としているということになります。

赤星委員 保留床に減額を適用しなかった場合、税金はどれぐらい入ってくる予定ですか。

資産税課長 令和3年度の見込みですが、3つ合わせて約900万円であります。

赤星委員 これは専決処分の予定なので、今は賛成も反対もできないわけですがけれども、私の気持ちとしては反対したいです。

さっき、土地の健全な高度利用で、その開発をより規模が大きく、質の高いものにしてほしいという狙いがあるとお話ございましたけれども、これからの再開発は大規模なものが健全なのかと考えると、そうではない時代にもう来ていると思うのですね。

ですから、市街地再開発事業の保留床について、市の判断で税制で優遇するということは、もう考え直す時期ではないかと思っておりますので、反対だという意見を申し上げておきたいと思っております。

委員長           ほかに御意見はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長           ないようですので、この程度にとどめます。  
次に、財務部及び出納課所管分で、議案及び  
ただいまの報告以外に何か質問はありません  
か。

久保委員       私のほうから1点だけ。  
この4年の任期の中で、特に主要施策成果報  
告書、これは大変よくなったと思っています。  
その中で、今年度は予定していた事業が予定  
どおりできなかったものもありますし、また、  
次年度に関しては、大変厳しい財政状況の中  
で予算を組んでいただきました。  
そういった意味では、1つは、今年度分の主  
要施策成果報告書を来年度に作るに当たって、  
ぜひともさらに分かりやすく、そして新型コ  
ロナウイルス感染症の影響をしっかりとチェ  
ックができるようなしつらえにさせていただき  
たいと。あわせて、予算執行に当たって、厳  
しい予算の中でこれからやっていくわけです  
から、財務部としても俯瞰的に各部局を見渡  
して、適正な事業執行を改めてお願いしたい  
と思うのですけれども、部長から御所見をお

願います。

財政部長

今ほど主要施策成果報告書のお話をまずいただきました。本当にありがとうございます。いろいろな御意見をいただきまして、過去3年分をきちっと表記させていただくという形に改めさせていただきました。

後半の部分、新型コロナウイルス感染症の影響が手に取るように分かるように、できればしたいと思っています。事業を実施しなかったものも結構ございます。そうした部分も、今まで継続してやってきたことに関しては、どういう実績だったのかということをきちっとお示しさせていただきたいと思います。

ただ、そのうち幾らが新型コロナウイルス感染症の影響なのかということを示すのは非常に難しい可能性がありますということ、念のためここで申し添えさせていただきたいと思います。

また、前回も久保委員から、全体を俯瞰してというようなお話がもしかしたらあったのかもかもしれません。まず、私どもが予算をつけさせていただく場合には、全体を俯瞰しながら予算をつけさせていただいております。それは私どもの責務だと思っています。そうしたものについては、私どももきちっと説明はし



ていかなければいけないと思っています。  
なお、このスタンスというものは、今後も決して財務部では変わらないというふうに思っております。もしも何かお気づきの点があれば、ぜひ私どもにまた御意見をいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長

ほかにはないようですので、この程度にとどめます。

以上で、総務文教委員会財務部及び出納課所管分を終了いたします。

これで、3月定例会の当委員会に付託されました全議案の審査は終了いたしました。

委員各位に御相談申し上げます。

委員長報告については、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように取り計らいます。

これをもって、令和3年3月定例会の総務文教委員会を閉会いたします。

令和3年3月定例会  
総務文教委員会記録署名

委員長 成田光雄

署名委員 村石篤

署名委員 赤星ゆかり